保育料の給付請求のご案内

1 施設等利用費(保育料)の給付対象

無償化にかかる認定がある子どものうち、以下の施設等を利用した場合は、施設等利用費(保育料)の給付を受けるための請求手続きが必要です。

- ・幼稚園、認定こども園の預かり保育
- 認可外保育施設
- 一時預かり
- 病児保育

2 保育料の請求手続き

保育料の請求手続きは、年4回、決められた時期にまとめて行ってください。

	利用対象月	受付期間	振込日
第1回	4月分から6月分まで	7月	8月下旬
第2回	7月分から9月分まで	10月	11 月下旬
第3回	10 月分から 12 月分まで	1月	2月下旬
第4回	1月分から3月分まで	4月	5月下旬

[※]詳細な日程は、決まり次第、町ホームページ等で公開します。

3 請求に必要な書類

請求手続きには、下記書類をそろえて提出してください。

様式等については、上三川町こども家庭課子育て係の窓口、または町ホームページから ダウンロードして入手してください。

- ① 施設等利用費請求書(様式第30号)
 - • 認可外保育施設、一時預かり、病児保育の利用者用

施設等利用費請求書(様式第30号の2)

- ・・・幼稚園・認定こども園の預かり保育利用者用
- ② 領収証(施設等から発行されたもの)
- ③ 特定子ども・子育て支援提供証明書(施設等から発行されたもの)
- ※①請求書の様式は、利用施設等により異なります。いずれかの請求書に、②、③の書類 を添えて提出してください。

4 請求書の提出先・お問い合わせ先

上三川町 子ども家庭課 子育て係 0285-56-9130 kodomo01@town.kaminokawa.lg.jp

[※]受付期間を過ぎてしまった場合には、次回の請求時期に合わせて請求してください。